

# 共同研究「GBL研究会」2013年度活動報告

代表 圓山 茂夫

本研究会は、本学法学部および法科大学院の共同研究参加者をはじめとして、本学非常勤講師や他大学教員、弁護士（外国法弁護士や外国弁護士も含む）、その他、企業法務担当者を中心としたものである。

本研究会の目的は、グローバルな企業活動によって生じる様々な法的問題の分析や研究、また法制化の動きの調査等を中心とするものであるが、研究領域は、国際取引法の枠にとどまらず、国内民法、国際経済法、国際環境法、知的財産権法、国際民事訴訟法なども含む幅広い課題に取り組んでいることが特色である。

毎月の定例研究会では、報告担当者がレジュメや資料を用意しつつ、毎回3時間程度、研究成果の発表やその後の質疑応答を行うとともに、メンバー間での研究情報の交換など活発な研究活動を行っている。そこでの研究成果については、発表者がレクシス・ネクシス・ジャパン社発行の法律専門月刊誌「ビジネス・ロー・ジャーナル」や商事法務発行の「NBL」等に寄稿する形で、公表も行っている。

2013年度は、合計11回の研究会を開催した。その報告者や報告内容およびその主要なポイントは、以下のとおりである。

第1回 4月27日（土）：明治学院大学高輪校舎203教室

## 【報告者・報告内容】

①山本 正行（山本国際コンサルタンツ代表）

『クレジットカードにおける国際取引の仕組みと課題』

—クレジットカード決済ネットワークの仕組み

—クレジットカード取引における四者間契約

—クレジットカード業務に関連する主な国内法

—取引の流れとチャージバックと決済代行業者の位置づけと課題、

—消費者問題に関する国内と海外の違い

〔発表雑誌〕山本正行「急増する決済代行業者の課題—悪質業者による被害拡大に対して、制度面での対処が急務に」金融財政事情3052号38頁（2013年12月9日号）

②圓山 茂夫（本学法学部准教授）

『適格消費者団体が約款の改善申入れをした場合の事業者の対応—ひょうご消費者ネットの事例から』

—適格消費者団体による差止め請求制度

共同研究：GBL研究会

- 消費者政策における規制行政と民事ルール
- 適格消費者団体の認定要件と認定
- 差止め請求の流れ
- 相手方事業者の対応；ひょうご消費者ネットの改善申し入れの相手方
- 他社の問題とする例
- 約款に役所の許認可等の関与のあるもの

〔発表雑誌〕 圓山茂夫「消費者団体訴訟制度を背景とした約款改善申し入れと事業者の対応」ビジネス・ロー・ジャーナル65号110頁「グローバルビジネスロー・ゼミナール」（第60回）（2013年8月号）

第2回 5月25日（土）：明治学院大学高輪校舎203教室

【報告者・報告内容】

①小梁 吉章（広島大学法科大学院教授）

『提携交渉で開示された情報は不正競争防止法上の営業秘密にあたるか』（知財高判平成24年12月12日を参考に）

- 事実の概要と判決の要旨
- 会社の財産的情報の保護
- 提携交渉の過程で開示される・開示された情報と秘密保護性
- 外国の事例
- 提携交渉の過程で開示する情報の管理

〔発表雑誌〕 小梁吉章「資本提携交渉の過程で開示された情報と不正競争防止法の営業秘密をめぐる争い」NBL1006号79頁（2013年8月1日号）

②林 大介（株インテリジェンスジェネラルカウンセル）

『映像コンテンツの国際共同製作』

- コンテンツ産業の現状と今後の発展の方向性
- 映像コンテンツの国際共同制作（合作）とは
- 国際共同制作への公的支援；文化庁の文化芸術振興費補助金など
- 国際共同制作契約のポイント

- ・ストラクチャー
- ・制作資金の出資
- ・完成リスク
- ・クリエイティブ面に関する意思決定・ビジネス面に関する意思決定
- ・収益の管理・分配

〔発表雑誌〕 林大介「映像コンテンツの国際共同制作」国際商事法務41巻5号784頁「グローバル企業法研修基礎講座」（第17回）（2013年5月号）

第3回 6月29日（土）：明治学院大学高輪校舎203教室

【報告者・報告内容】

①阿部 博友（一橋大学法科大学院教授）

『外国公務員に対する贈賄について法人罰が適用された事例とアメリカ連邦量刑ガイドラインの概要について』（東京地判平21・1・29；判時2046号159頁）

—事実の概要と判決の要旨

—外国公務員贈賄禁止規定と法人罰の量刑

—FCPA（米国海外腐敗行為防止法）とは

—連邦量刑ガイドラインとその適用範囲

—コンプライアンス・プログラムの重要性

—コンプライアンス抗弁とその基本条件

〔発表雑誌〕阿部博友「外国公務員に対する贈賄について法人罰が適用された事例」NBL1004号  
73頁（2013年7月1日号）

阿部博友「アメリカ連邦量刑ガイドラインの下で不正行為への罰金はどのように算定されるか」ビジネス・ロー・ジャーナル67号106頁「グローバルビジネスロー・ゼミナール」（第62回）（2013年10月号）

②高田 寛（富山大学経済学部教授）

『企業における営業秘密の管理はどうあるべきか』

—営業秘密とは；秘密管理性

—裁判所の判断の変遷（平成15年まで、平成15年から平成19年、平成19年以降）

—諸外国の秘密管理性

—平成15年不正競争防止法と営業秘密管理指針

—企業における対応；情報セキュリティー委員会の設置、人的管理・教育の重要性

〔発表雑誌〕高田寛「企業における営業秘密の管理はどうあるべきか—秘密管理性を中心に」ビジネス・ロー・ジャーナル66号110頁「グローバルビジネスロー・ゼミナール」（第61回）（2013年9月号）

第4回 8月31日（土）：筑波大学大学院文京校舎120教室

【報告者・報告内容】

①垣内美都里（日産自動車法務部主管）

『アライアンスの仕組み：共同購買活動とその法的課題』

—日産自動車とルノーの提携の概要

—共同購買の仕組み

—共同購買における法的課題

②黒瀧 晶（本学法学部非常勤講師）

共同研究：GBL研究会

『指導性事例15号—中国における法人格混同について』

- 指導性事例とは
- 指導性事例15号事件とは
- 判決とその理由
- 法人格否認と法人格混同
- 本指導性事例の意義
- 日本法との比較検討

〔発表雑誌〕黒瀧晶「中国における関連会社間の法人格の混同—指導性事例15号の売買契約紛争案を中心に」ビジネス・ロー・ジャーナル69号114頁「グローバルビジネスロー・ゼミナール」（第64回）（2013年12月号）

第5回 9月28日（土）：明治学院大学高輪校舎203教室

【報告者・報告内容】

①小梁 吉章（広島大学法科大学院教授）

『紛争解決条項の自律性と船荷証券の荷受人』（フランス破毀院商事第一部判決：2013年3月12日）

- 事案の概要と判決要旨
- 紛争解決条項の契約本体からの自律性
- 運送契約の合意と紛争解決条項の合意との違い
- 船荷証券の荷受人等の紛争解決条項への合意の認定
- 参考：EUの管轄合意条項に関する規定
- 参考：最判昭50年11月28日；チサダネ号事件

〔発表雑誌〕小梁吉章「船荷証券の管轄合意条項の信用状発行銀行への効果—フランス破毀院商事部2013年3月12日判決」ビジネス・ロー・ジャーナル71号122頁「グローバルビジネスロー・ゼミナール」（第66回）（2014年2月号）

②向山 純子（日本アバイア 法務部長）

『外国承認援助法において外国倒産手続の承認申立てが競合した場合の優先関係の判断について（東京高裁平成24年11月2日判決）』

- 事実の概要と判決の要旨
- イタリア管財人による米国倒産手続の申立て
- 外国倒産手続の承認手続における主たる営業所についての裁判所の判断
- 将来の検討課題

〔発表雑誌〕向山純子「外国倒産手続の承認申立てが競合した場合の優先関係をめぐる紛争」NBL1014号72頁（2013年12月1日号）

第6回 10月26日（土）：一橋大学国立西キャンパス本館32番教室

【一橋大学法学研究科グローバル法務人材育成プロジェクト】：GBL研究所共催

『グローバル化と企業法務の課題—法的環境の変化とグローバル法務人材の育成—』

当日のスケジュール

午後2時 開会の辞（一橋大学法学研究科法学部長 山部 俊文 教授）

午後2時10分から

第一部（講演）：『グローバル化による法的環境の変化』

第1 講演「グローバル化における準拠法問題と法務人材育成」井原 宏・筑波大学名誉教授・弁護士（元住友化学(株)法務部）

第2 講演「グローバル化と公法の域外適用」阿部 博友・一橋大学教授（元三井物産(株)法務部）

第3 講演「グローバル化と商事紛争手段の多様化」河村 寛治・明治学院大学法科大学院教授（元伊藤忠商事(株)法務部）

午後3時20分から

第二部（パネル・ディスカッション）：『グローバル化と企業法務の人材の育成』

パネリスト：大島 葉子氏（GE CAPITAL、エグゼクティブ・カウンセラー）

垣内美都里氏（日産自動車(株)法務部）

杉江 武氏（神鋼商事(株)法務審査部長）

平野 温郎氏（東京大学大学院法学政治学研究科ビジネスロー・比較法政研究センター教授）

\*ファシリテーター：阿部 博友（一橋大学法科大学院教授）

午後4時45分：閉会の挨拶—井原 宏（GBL研究所代表理事）

第7回 11月30日（土）：明治学院大学白金校舎2201教室

『GBL研究所の創立記念シンポジウム』

テーマ 『グローバル化と企業法務の課題：グローバル法務人材の育成とは』

- ① グローバリゼーションにより企業法務がどのように変わったか
- ② グローバリゼーションのなかで、企業法務に求められる能力とは
- ③ どのような人材が必要とされるか—法知識・ビジネスマインド・語学力・交渉力など
- ④ グローバル法務人材をどのように育成したらよいか—転職の可能性など

〈シンポジウムの構成〉

① 開会の挨拶 井原 宏（GBL研究所代表・弁護士・筑波大学名誉教授）

② 基調報告 一橋大学法学部と共催シンポジウム「グローバル化と企業法務の課題」についての報告（河村 寛治；明治学院大学法科大学院教授）

③ パネルディスカッション

パネリスト：

垣内美都里氏（日産自動車(株)法務室主管）

宮本 啓之氏（ウォルマート・ジャパン合同会社 VP&CCO）

林 大介氏（(株)インテリジェンス ジェネラル・カウンセラー）

共同研究：GBL研究会

ファシリテーター：河村 寛治（GBL研究所副代表・明治学院大学法科大学院教授）

第8回 12月21日（土）：明治学院大学高輪校舎203教室

【報告者・報告内容】

①渡辺 樹一（ジャパン・ビジネス・アシユアランス、米国公認会計士）

『統合報告と今後の着眼点』

—統合報告とはなにか

—当行報告が求められている理由と背景

—IIRC統合報告コンサルテーション草案フレームワークの内容

—統合報告書の便益

—今後の着眼点

〔発表雑誌〕渡辺樹一「『統合報告』と今後の着眼点」ビジネス・ロー・ジャーナル70号108頁「グローバルビジネスロー・ゼミナール」（第65回）（2014年1月号）

②遠藤 元一（弁護士）

『監査における不正リスク対応基準は、監査人のみならず、取締役の法的責任にも影響を与えるか？』

—不正リスク対応基準の設定の背景と検討の視点

—不正リスク対応基準は、監査実務のあり方に影響を与えるか

—不正リスト化された不正リスク要因とは

—監査人の民事責任に対する影響：キムラヤ事件（東京地判平19・11・28；判タ1283号303頁）

—取締役の民事責任に対する影響：アーバンコーポレート事件（東京地判平24・6・22；金法1968号87頁）

〔発表雑誌〕遠藤元一「『監査における不正リスク対応基準』が取締役に及ぼし得る影響」（上）旬刊商事法務2023号46頁、（下）同2024号22頁（2014年2月）

第9回 1月25日（土）：明治学院大学高輪校舎203教室

【報告者・報告内容】

①株式会社 UBIC 代表取締役社長 守本 正宏 氏

『日本企業のディスカバリ対策～世界で対等に戦うために』

\*（株）UBICは、ビッグデータの解析分析で著名な企業で、今回は、e-Discoveryおよびそれに対する対策についての解説である。

—米国証拠収集制度であるe Discoveryとは

—アジア企業が抱えるディスカバリ上の課題

—データの言語問題と情報保護の問題

—ディスカバリにかかる費用とその捉え方

〔発表雑誌〕ビジネス・ロー・ジャーナル75号（2014年6月号）「グローバルビジネスロー・ゼ

ミナール」(第70回)に発表予定

第10回 2月22日(土):筑波大学大学院文京校舎120教室

【報告者・報告内容】

①増田 好剛(弁護士)

『会社法改正～M&A法制を中心として～』

- 会社法改正の概要(M&A法制に関する主要な改正事項)
- 会社法制の見直しに関する要綱案
- 募集株式の発行に関する改正法案
- 株式譲渡に関する改正法案
- 会社分割における債権者保護
- 株式買取請求に関する改正法案
- 組織再編等の差止め請求に関する改正法案
- キャッシュ・アウトの実務と改正後の実務

②高橋 均(獨協大学法科大学院教授)

『会社法改正～株主代表訴訟の現状と課題～多重代表訴訟創設も含めて～』

- 株主代表訴訟の法構造と特徴
  - 株主代表訴訟の手続
  - 直近の重要判例(ダスキン事件、ヤクルト事件、蛇の目ミシン事件)
  - 株主代表訴訟制度の経緯と問題点(他国の制度との比較も含む)
  - 平成17年会社法の改正点
  - 会社法改正法案(多重代表訴訟制度の創設を含む)
- 〔発表雑誌〕ビジネス・ロー・ジャーナル76号(2014年7月号)「グローバルビジネスロー・ゼ  
ミナール」(第71回)に発表予定

第11回 3月22日(土):筑波大学大学院文京校舎120教室

【報告者・報告内容】

①加本 亘(日比谷中田法律事務所弁護士)

『日本企業による国際的事業再編～機能の海外移転とそのリスク(税務リスクを中心に)』

- 国際事業再編
- タックスヘイブン対策税制
  - ・低税率国の法人に帰属する所得について
  - ・適用除外基準(事業基準、実体基準、管理支配基準等)
- 海外子会社受け取り配当益金不算入制度(益金不算入となる配当部分とは)
- 本社機能の海外移転の理由、リスク、手法など
- 東京エレクトロンとアプライドマテリアルズの三角合併の事案



共同研究：GBL研究会

②飯田 浩司（本学法科大学院教授）

『M&A等におけるアドバイザー契約について』（平成25年3月27日東京高裁判決を基に）

—アドバイザー契約に基づくアドバイザー業務の内容とは

—報酬条項に基づく成功報酬とは

—民法130条に基づく成功報酬相当額とは；民法648条3項に基づく既にした履行の割合に応じた報酬とは

—日本法下での契約解釈原則の考え方はどうか

—コモンロー下での契約解釈原則の例やユニドロア国際商事契約原則における契約解釈の原則

—アドバイザー契約の実務上の留意点について

〔発表雑誌〕 飯田浩司「事業継承やM&Aにおけるアドバイザー契約締結上の留意点」ビジネス・ロー・ジャーナル74号（2014年5月号）「グローバルビジネスロー・ゼミナール」（第69回）

文責 河村 寛治